

7月・8月は

社会を明るくする運動 強調期間

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

区では、「社会を明るくする運動」新宿区推進委員会を設置し、地域ぐるみで青少年の健全育成と人間性豊かな地域づくりを目的とした運動を展開します。



昨年のパレードから

新宿通り広報パレード

社会を明るくする運動の一環として、新宿区保護委員会を中心に開催します。

【日時】7月5日(日)午前11時から(雨天中止)

【コース】新宿通り(新宿三丁目交差点～JR新宿駅東口)

【参加団体】新宿区保護委員会、交通少年団、消防少年団、市谷小学校金管バンド、天神小学校鼓笛隊、警視庁騎馬隊、地区青少年育成委員会、新宿未来大使「鉄腕アトム」ほか

【問合せ】子育て支援課青少年事業係(本庁舎2階) ☎5273(4)261 ☎(5273)3610へ。

平成27年第2回区議会定例会 議決結果

区長が提出した議案は、全て原案どおり可決・同意・決定されました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。

◆予算案2件

- ◎平成27年度補正予算
- 平成27年度新宿区一般会計補正予算(第3号)
- 平成27年度新宿区一般会計補正予算(第4号)

◆条例案7件

- ◎一部改正の条例
- 新宿区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 新宿区特別出張所設置条例の一部を改正する条例
- 新宿区住民基本台帳制度の

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書を公表しています

区では、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に向けて準備を進めています。制度の導入に当たり、住民基本台帳に関する事務の「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」を作成し、特定個人情報保護委員会(内閣府の第三者機関)に提出しました。

評価書の作成に当たり、パブリックコメント制度で寄せられたご意見等や、外部の第三者(個人情報保護に関する学識経験者)による点検での指摘などを参考にしました。

評価書は、戸籍住民課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所で閲覧できるほか、新宿区ホームページ、特定個人情報保護委員会ホームページ「マイナンバー保護評価」(<http://www.ppc.go.jp/number/>)で閲覧いただけます。

【問合せ】戸籍住民課調整係(本庁舎1階) ☎(5273)4348・☎(3209)1728へ。

◆その他9件

- 中井駅南北自由通路設置工事委託契約の変更について
- 特別区道の路線の認定について(2件)
- 新宿区役所本庁舎免震改修その他の工事請負契約の変更について
- 新宿区立愛日小学校建設工事請負契約の変更について
- 新宿区立愛日小学校建設電気設備工事請負契約の変更について
- 新宿区立愛日小学校建設給排水衛生設備工事請負契約の変更について
- 新宿区立愛日小学校建設冷暖房換気設備工事請負契約の変更について
- (仮称)新宿区立下落合図書館及び西部工事・公園事務所建設工事請負契約の変更について

情報公開制度 個人情報保護制度

平成26年度の運用状況をお知らせします

情報公開制度

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、不服申し立てをすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

【請求できる情報】実施機関の職員が職務上作成または取得した文書・図画・電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するために保有するもの

【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

個人情報保護制度

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めるとともに、皆さんが自分の個人情報の開示・訂正等を請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、情報公開制度と同様、不服申し立てをすることができます。

個人情報業務の登録等

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報記録を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。

また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人

情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報記録を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。

また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人

情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報記録を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。

26年度の公開請求の状況

実施機関	請求件数	公開の可否決定件数					
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	未決定等
区長(※)	233件	80件	143件	1件	5件	0件	4件
教育委員会	23件	13件	6件	0件	4件	0件	0件
選挙管理委員会	5件	0件	0件	0件	5件	0件	0件
監査委員	5件	1件	0件	0件	4件	0件	0件
議会	8件	1件	4件	0件	3件	0件	0件
合計	274件	95件	153件	1件	21件	0件	4件

※請求件数と決定件数には、25年度中の請求に対する決定件数(区長1件)を含みます。

個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人情報を含む業務委託の状況(26年度末現在)

実施機関	個人情報業務登録	個人情報ファイル登録	個人情報を含む業務委託
区長	1,632件	389件	340件
教育委員会	604件	49件	19件
選挙管理委員会	14件	7件	2件
監査委員	2件	1件	1件
議会	21件	3件	9件
合計	2,273件	449件	371件

26年度の目的外利用・外部提供・電子計算機の結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	電子計算機の結合
区長	24件	40件	27件
教育委員会	0件	6件	2件
選挙管理委員会	2件	0件	0件
議会	0件	1件	0件
合計	26件	47件	29件

※目的外利用は、業務の目的を超えて利用する課が属する実施機関に集計しています。

26年度の自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求件数	開示の可否決定件数					
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	未決定等
区長(※)	144件	69件	37件	1件	35件	0件	2件
教育委員会	2件	1件	0件	0件	1件	0件	0件
合計	146件	70件	37件	1件	36件	0件	2件

※請求件数と決定件数には、25年度中の請求に対する決定件数(区長3件)を含みます。

26年度の自己情報の訂正請求の状況

実施機関	請求件数	訂正の可否決定件数					
		訂正	一部訂正	非訂正	不存在	存否応答拒否	未決定等
区長	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件

※26年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さんの区政への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。

2つの制度の実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会の26年度(26年4月1日～27年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします。詳しい内容は、区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページで閲覧いただけます。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。

※実績のない実施機関は、表への掲載を省略しています。

目的外利用・外部提供・電子計算機の結合

ある業務のために区が収集した個人情報、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用(目的外利用)できるのは、「本人の同意を得たとき」「区民の皆さんの福祉の向上を図るために適正に業務を行うとき」など「法令に定めがあるとき」など一定の場合に限られます。

実施機関の保有する個人情報、一定の場合を除いて禁止されています。

自己情報の開示・訂正等の請求

実施機関が保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に誤りがあれば、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。

【請求できる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。

【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。